

里やまの森の不法投棄ゴミ処理

森で発生する剪定枝や落ち葉などは、ビオネストを作り生き物の棲み処にしたり 園路の仕切りなどに利用、丸太切りでイスの作成、ベンチ作成など、中にはチッパーの利用によって森の景観を整備するなど、森内での処理が現状です。道路沿いの森には ポイ捨てのペットボトルや弁当の空箱などと粗大ゴミ・家電製品などの不法投棄ゴミが多くみられ、処分に頭を抱えています。

ゴミ処理ガイド資料

R7 ゴミ処理ガイド PDF22 ページ：ごみの分別区分・収集体制（ゴミの出し方・品目）を参考にゴミ分別して処理する方法で進めてください。URL はごみ分別区分の説明動画です。

<https://www.bing.com/videos/riverview/relatedvideo?q=%e6%9d%be%e6%88%b8%e5%b8%82+%e3%82%b4%e3%83%9f&mid=1E41FF0E9BDB650A8F511E41FF0E9BDB650A8F51&FORM=VIRE>

ゴミの分類

①可燃ゴミ：燃やせるゴミ、ビニール類、弁当クズ、生ごみ、汚れたプラスチック

資源にならない紙類、再利用できない布類、木製品、有害ゴミ袋・黒い袋

②不燃ゴミ：陶磁器・ガラス製品、金属類、プラスチック製品、ゴム類、発砲スチロール等、

不燃物は種別分類で、大きいものはバラで置く

50 cm未満の小型家電製品、自転車・三輪車・一輪車

③有害ゴミ：乾電池・コイン電池、蛍光灯・LED を含む、小型充電式電池製品

④資源ゴミ：品目ごとに分ける=紙類、布類、ビン類・缶類(飲食用)

⑤リサイクルプラスチック：プラ認定マークが付いたもの、汚れていないもの

○ペットボトル：ラベル キャップを外し 中身を捨て 潰してネットに入れる

⑥その他プラスチックなどのゴミ：30 cm未満のプラ製品・ゴム類・玩具など

●粗大ゴミ：布団・敷きパッド・ソファー・マットレス・ベッド・タンス・スーツケース・ストーブ

木製家具類・電動自転車

●家電製品：テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・扇風機・電子レンジ・等々

ごみ種別	持ち込み先	処理手数料	搬入時間
●粗大ごみ ●不燃ごみ ●有害ごみ	リサイクルセンター		月曜日～土曜日
●可燃ごみ ●その他の プラスチックなどのごみ	和名ヶ谷クリーンセンター	1 kgあたり 17.6円 (16円+消費税) ※20kg未満は20kgと みなし一律352円 (320円+消費税)	午前8時30分～ 午後4時30分
●リサイクルする プラスチック ●剪定枝(1本の長さ50cm未満、 太さ・厚さ10cm未満に切る)	日暮クリーンセンター	※支払方法は 「現金決済のみ」	日曜日、 5月3日～5日および 12月31日～1月3日 を除く ※年末年始・ゴールデン ウイーク明け、土曜日、 祝日は大変混み合います。

リサイクルセンター

しちうえもんしんでん
七石衛門新田316番地の4
047-707-2746

インターネット予約
(24時間対応)
※メンテナンス時を除く



森のゴミ処理の要点

- 1) 不法投棄されないための対策:
ポイ捨て禁止、不法投棄は犯罪、環境美化等のポスター掲示
通行道路際は綺麗にして捨て難い環境に手入れすると効果がある。
- 2) 土地所有者(管理者)が不法投棄ゴミの処理をすることが原則であり
現状の報告・費用負担等の理解をしてもらうとよい。

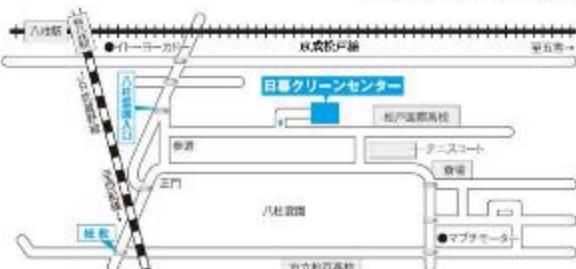
ポイ捨て禁止の張り紙などで啓発に努める

わながや 和名ヶ谷クリーンセンター 和名ヶ谷1349-2
047-392-1118



ひぐらし 日暮クリーンセンター

五香西5-14-1
047-388-6555



ポイ捨て禁止



周辺にごみを
捨てないでください
みんなでマナーをまもり
環境美化にご協力ください

不法投棄禁止



ゴミのポイ捨て
はやめましょう
みんなの町をみんなで美しく

不法投棄禁止

不法投棄は犯罪です
発見次第、通報します



ポイ捨て禁止
Do not throw rubbish
禁止丢垃圾 쓰레기 를 버리지 마시오



不法投棄 厳禁

発見次第、警察に通報します

STOP ILLEGAL DUMPING !

土地所有者にゴミ処理の状況説明

不法投棄とは法律で定められたところ以外にゴミを捨てることで、立派な犯罪となり、空き缶のポイ捨てや産業廃棄物まで様々なごみが不法投棄の対象で、罰則は 1,000 万円以下の罰金刑または 5 年以下の懲役刑が科せられる。

不法投棄をされてしまったごみの処分は、土地の所有者(管理者)が行わなければなりません。

不用品・粗大ゴミを無料回収してくれる所はありません、ゴミ処分には料金がかかります。

清掃施設への持ち込み(有料)もあります。

○家電リサイクル法対象家電 4 品目

＝冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ(プラウン管・液晶・プラズマ)は指定業者に引取り依頼が一般。

○粗大ゴミ・不用品・家電製品の不法投棄

○森の管理者(里やまボランティア団体)の取組み状況について

- 1)ゴミが投棄されないようにポスター掲示・貼り紙をしている
- 2)監視カメラやセンサーライトの設置(実施していないところが多い)
- 3)入口にロープなどを張って防御、草刈りなどで綺麗に手入れをしている
- 4)森で目につくゴミは 出来るだけ片付けに心掛けている
- 5)地主には里やまボランティア活動を理解いただき、不法投棄ゴミの処分出費等を理解いただく。